

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 7 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 議案第 33 号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 34 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 35 号 令和 8 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 36 号 令和 8 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 37 号 令和 8 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 38 号 令和 8 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 39 号 令和 8 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 40 号 令和 8 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 41 号 令和 8 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 42 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 同意第 10 号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 11 号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 20 同意第 12 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 13 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 14 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 15 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 16 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 17 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 18 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 27 同意第 19 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28 同意第 20 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 29 同意第 21 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30 同意第 22 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 31 同意第 23 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 32 同意第 24 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第33 同意第25号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第34 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（6名）

1番 今井沙織

2番 安江真治

3番 安保泰男

4番 安江健二

5番 今井美和

6番 今井美道

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 桂川憲生

教 育 長 今井竜生

総務課長 伊藤秀人

総務課課長 神戸正紀

村民福祉課長 安江由次

村民福祉課課長 田口美果

産業建設課長 今井信和

産業建設課課長 辻 普稔

診療所事務局長 若井 純

会計管理者 田口 こず江

監査委員 安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書 記 河 田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江健二君）

ただいまから令和 8 年第 2 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3 番 安保泰男君、5 番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月15日までの 6 日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月15日までの 6 日間に決定をいたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江健二君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和 8 年 6 月10日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安保泰男。

例月出納検査結果報告。

令和 8 年 2 月分、3 月分及び 4 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記、検査の対象 令和 8 年 2 月分、3 月分及び 4 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和8年3月25日、4月21日及び5月27日。

3. 検査の結果 令和8年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（安江健二君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和7年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安江健二君）

日程第4、令和7年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件についての提案者の報告を求めます。

会計管理者 田口こず江さん。

○会計管理者（田口こず江君）

令和8年6月10日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村長。

令和7年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により令和7年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で議決をいただいているところですが、今回改めまして財源を含め報告させていただくものです。

次のページを御覧ください。

令和7年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

款項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳の順に報告します。

2款1項、消費者生活支援事業（地域振興券）、翌年度繰越額331万2,000円。財源の内訳は、既収入特定財源5,400万8,000円、国庫支出金74万6,000円、一般財源256万6,000円。

2款3項、住民情報処理費（旧氏及び旧氏の振り仮名表記等システム改修業務委託料）、繰越額74万3,000円、国庫支出金74万2,000円、一般財源1,000円。

3款1項、社会福祉施設省エネ化事業（せせらぎ荘施設照明LED化工事）、繰越額534万8,000円、国庫支出金424万3,000円、一般財源110万5,000円。

7款1項、地域産業活性化対策事業（プレミアム商品券発行事業）、繰越額400万円、国庫支出金340万円、一般財源60万円。

8款2項、防災安全交付金事業（村道黒川東白川線法面点検業務委託料）、繰越額682万円、国庫支出金372万円、村債220万円、一般財源90万円。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（小峠橋補修設計委託料）、繰越額700万円、国庫支出金429万円、村債220万円、一般財源51万円。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（佐広橋補修工事）、繰越額1,225万円、既収入特定財源549万5,000円、国庫支出金623万5,000円、村債280万円、一般財源321万5,000円。

9款1項、消防施設管理費（穴沢消火栓修繕工事）、繰越額149万6,000円、一般財源149万6,000円。

11款1項、農業用施設等災害復旧事業（公共農地・農業用施設災害復旧工事）、繰越額2,975万2,000円、既収入特定財源1,395万6,000円、国庫支出金1,989万9,000円、その他24万6,000円、一般財源960万7,000円。

11款1項、農業用施設等災害復旧事業（村単農業用施設災害復旧工事）、繰越額441万9,000円、その他22万円、一般財源419万9,000円。

11款2項、道路橋梁災害復旧事業（公共道路災害復旧工事）、繰越額3,080万円、既収入特定財源178万2,943円、国庫支出金2,054万3,000円、村債770万円、一般財源255万7,000円。

11款2項、道路橋梁災害復旧事業（村単道路災害復旧工事）、繰越額100万円、一般財源100万円。

11款2項、河川災害復旧事業（公共河川災害復旧工事）、繰越額3,451万9,000円、既収入特定財源21万699円、国庫支出金2,302万4,000円、村債1,120万円、一般財源29万5,000円。

次のページをお願いします。

合計は省略させていただきます。

令和8年6月10日提出、東白川村長。以上となります。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和7年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（安江健二君）

日程第5、令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 田口こず江さん。

○会計管理者（田口こず江君）

令和8年6月10日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村長。

令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページを御覧ください。

令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書。

1款1項、配水及び給水費、親田災害復旧工事分です。翌年度繰越額1,075万5,000円。財源内訳は、国庫補助金317万1,000円、自己財源758万4,000円、年度内工期が確保できないことによる繰越しです。

合計は省略させていただきます。

令和8年6月10日提出、東白川村長。以上となります。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江健二君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明いたします。

令和8年6月10日、次のとおり議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げをいたします。

学校保健会総会、児童・生徒の健康に資する。小学校、令和8年6月15日、今井美道。

濃飛横断自動車道促進期成同盟会総会・合同促進大会、産業の活性化に資する。中津川市、令和8年7月13日、議員全員。

可茂町村議会議員研修会、議員の研さんに資する。美濃加茂市、令和8年7月29日、議員全員。

以下、議長決裁で議員派遣の報告につきましては読み上げいたしませんので、書面での御確認をいただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認をされました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定をしました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江健二君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は2名です。

通告順に質問を許可します。

5番 今井美和君。

〔5番 今井美和君 一般質問〕

○5番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いまして、移住・定住施策とふるさと納税施策についてを一問一答方式にて質問いたします。

まず初めに、桂川村長におかれましては、このたびの御当選、誠におめでとうございます。村民の期待を受けての御就任であり、今後の村政運営に大いに期待いたします。

それでは、初めに移住・定住施策についてお尋ねいたします。

本村において人口減少と高齢化は着実に進行しており、地域の担い手不足や集落機能の維持など、将来に直結する重要な課題となっております。

こうした中、移住・定住施策の促進は単なる人口対策にとどまらず、地域の活力を維持・向上させるための重要な柱であると考えます。昨年度も一般質問させていただきましたが、新村長となり、

公約にも掲げておりましたので質問いたします。

1つ目の質問です。

今後4年間における移住・定住施策の思いや目標についてお伺いいたします。移住の人数や世帯数など、具体的にどの程度を目標とされているのか、村長にお伺いします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

移住・定住施策について御質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに、移住・定住施策に関する御質問でございますけれども、東白川村の未来を左右する極めて重要な課題であるというふうに認識しておりますので、私の考えを申し上げます。

移住・定住の促進は、人口対策や経済活動を維持することに不可欠なものでありますけれども、本村の豊かな文化、それからコミュニティーを次世代へ継承していくために、持続可能な村づくりを進めるための最優先事項であるというふうに考えております。

今後4年間ということでございますけれども、今年度準備をしまして来年度から3年間ということで申し上げますと、年間15世帯、世帯人員にして45名ということで、3年間45世帯145人ということ定住の数値目標としてまいりたいと思います。

それで、単に移住者の数を増やすということにとどまらず、移住された方が地域の一員としてその地域に溶け込んでいただいて、長く安心して暮らしていただけるように定着、それから定住を重視してまいりたいと思います。そのためには、移住の検討段階から生活基盤の確立まで伴走型の支援体制を強化しまして、村全体で移住者を歓迎する機運を醸成してまいりたいと思っています。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

年15世帯45人という目標は、すごく高い目標だと思います。

年々、人口は減少しております。調べてもらいました。東白川村の人口は5年前が2,120人、今年の3月で1,936人、5年間で186人という減少があるわけです。年平均、5年で割ると37人減少なんですけど、昨年に至っては、令和7年3月から令和8年3月まで、この1年間62人減少しておることなんです。ここで人口減少に歯止めをかけなければいけませんので、目標に向かって御尽力をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

空き家対策についてです。

移住・定住において空き家の活用は不可欠であります。現状では物件数や成約率、改修のハードルなど課題も多いと認識しております。今後どのように進め、実効性を高めていくのか、具体策

をお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

空き家対策の質問をいただきましたので、お答えをいたします。

現状で、村へ移住を希望されている方が空き家の情報を受け取っていただくメール登録をさせていただいておりますけれども、その方が現在300名となっております。こうした方々、皆さん東白川村に実際にお住まいになることを希望されておりますので、空き家バンクを増やしていくことが急務だというふうに考えております。

それから、これからは空き家バンクの機能強化と情報発信が重要と考えております。現状の空き家情報の更新頻度を上げて、そして動画や写真などを活用しまして魅力的なホームページの情報発信を努めてまいりたいと思っております。

また、空き家の掘り起こしに関して、引き続き所有者の方へ働きかけを強化して、潜在的な空き家情報の掘り起こしを進めてまいりたいと思います。そのために集落支援員制度の活用をして、掘り起こしのマンパワーを拡充することで空き家バンクの登録件数を増やしてまいりたいというふうに思っています。

それから、加茂郡内では非常に富加町が数字が伸びておりまして、話を伺いましたところ、町有地を一定の値段で住民の方に建設用地として開放されたのが年間30棟から40棟あって、ベッドタウン化しておりますので、ニーズも高いわけなんですけれども、東白川村にもそういった土地がございますので、用地提供も考えていくべきかというふうに考えております。

今後も、空き家の所有者との間で調整を図って交渉や契約を円滑に進めまして、成約率の向上に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

空き家の回答をいただきました。

魅力的なホームページを活用して発信するということなんですけど、ホームページを見てみました。ホームページにある空き家バンクには、登録が今現在6件、そのうち2件が交渉中となっているので、申込み可能物件は4件しかないという状態でございます。しかし、村の空き家は今現在186件もあり、なかなか空き家の掘り起こし、空き家バンクの登録が出てこない状態でございます。

今村長言われましたメールマガジン、既に300名が登録ということなので、そしてふるさと回帰支援センターにも登録している東白川村でございます。住みたいと思ったださる方がいるのに、住むところがないというのは非常に残念な状態でありますので、今後、今考えておられる空き家バンクの登録の掘り起こしを早いうちにスタートしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

次の質問に移ります。

昨年の移住・定住施策の一般質問でお聞きできなかった移住後の就業確保についてお尋ねいたします。

移住は、住まいだけでなく、仕事があってこそ定着につながります。村内雇用の確保、テレワーク環境の整備、移住者の働く場の確保についてどのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

定住後の就業確保についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。

やはり住まいと仕事、この両輪がそろって初めて定住という定着になりますので、村内雇用の確保としては、まず村内の雇用情報を村のホームページ上で公開をして、移住希望者の皆様と村内企業のニーズをマッチングすることを進めてまいる相談窓口を開きたいというふうに思っております。

そして、テレワークの環境整備では、移住しておみえになった方、東白川村のCATVのインターネットは非常に高速で高い評価をいただいておりますので、インターネットを使った仕事の環境は、ほかと比較をしましても遜色のない高速で安定した環境となっていると思っております。

そして、起業支援・創業支援では、村の商工業の新規開業の支援補助金、これは年間で最大100万円の開業の補助金を用意しておりますけれども、起業のサポートを行って、定住された方が自ら働く場をつくり出していただく支援をしてまいりたいと思っています。

いずれにしましても、移住者の皆様が本村で生き生きと働いていただいて、地域の担い手として活躍していただけるように全庁一丸となって取り組んでいく所存でございますので、今後も皆様の御協力をお願いしたいと思っています。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

今、移住・定住施策について3点お伺いさせていただいたんですが、移住・定住施策、大体は移住定住サポートセンターで行われるわけですが、今のお話ですと、空き家の掘り起こし、片づけ、移住体験の受入れ、移住希望者との交渉、移住後のサポート、仕事のあっせんと、なかなか大変な仕事があると思うんですが、今いる人員でいけるのか、また、これだけでは足りないので募集する予定があるのか、人員のことについて伺いたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

今御質問がありました移住・定住施策の人員体制についてお答えをさせていただきます。

長年、移住・定住業務を行ってきました職員がこの3月末で退職をしましたが、また新たにフルタイム勤務の集落支援員1名をお願いして、既に業務を引き継いでもらっております。それから、また新たにパートタイム勤務の会計年度任用職員も配置しましたので、現在移住・定住の施策に関わっている職員は6名ということになります。

今のところ、新たに募集をする予定はございませんけれども、現在つちのこバスの運転業務、それから農業サポート部門を担っております集落支援員もおりますので、その皆さんにいろいろお願いをして進めていきたいと思っておりますので、当面この陣容でいきたいというふうに思っておりますけれども、掘り起こしが順調に進みまして数がどんどん増えてきましたときは、また対応が必要かというふうに思っております。

移住・定住施策の充実には、集落支援員制度の活用が不可欠だというふうに思っておりますので、今後も集落の維持、活性化の目的のために必要な人材は登用したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

今の人員で取りあえず6人見えるということなので、移住・定住施策は今後とも力を入れて頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、ふるさと納税施策についてお伺いします。

ふるさと納税は、自主財源の確保のみならず、地域の魅力発信や産業振興にもつながる重要な施策であります。このふるさと納税に関しても、昨年度一般質問させていただきましたので現状は理解しておりますが、新村長の考えを伺いたいと思います。

1つ目の質問です。

本村の現状認識についてお伺いいたします。現在の寄附額や推移についてどのように分析されているのか、課題も含めてお聞かせください。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

ふるさと納税に関する御質問ありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、本村の魅力を全国に発信をして、貴重な自主財源となるものでございます。財源を確保するだけでなく、地域経済の活性化という面でも極めて重要なツールであるというふうに認識をしております。

本村の現状分析、認識につきましても質問をいただきましたが、ふるさと納税はこれまで多くの皆様から温かい御支援をいただいております、ここ数年非常に大きな寄附額として伸びておりま

す。

昨年度、令和7年度の実績は約2億2,200万ということになりました。しかし、全国的な自治体間の競争というのは激化しておりますし、この10月から予定されておるように、ふるさと納税制度の総務省での見直しも予定されておりますので、現状に甘んじておることはできないというふうに認識をしています。

現在の課題としては、寄附額が一部の特産品に依存していること、それからリピーターの確保、そして寄附者と継続的な関係が構築されているかといえ、十分でないと言える点が上げられると思います。

寄附額の推移を見ますと、季節の限定品、それから返礼品のラインアップに非常に左右されやすいという傾向がありますので、今後より安定した寄附基盤を築く必要があるというふうに認識はしております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

今、村長から説明がありました。

寄附は昨年度2億2,200万とすばらしい成績でございました。ただ、寄附の特産品に関して、50%以上が飛騨牛ということになっております。岐阜県は全部飛騨牛はオーケーなので、飛騨牛を増やすことはいいんですけれども、村の特産というものをどんどん増やしていけたらなということを思います。

今現在、10月からまた制度が変わるわけなんです、今現在はふるさと納税額の3割が返礼品、2割がふるさと納税業務の費用となり、半分は村の財源として使うことができますので、今年度も期待したいですが、次の質問に移ります。

今後の目標額についてお尋ねいたします。

寄附額の拡大に向け、どの程度の目標を設定されているのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

今後の寄附額の目標についての御質問をいただきましたので、お答えをします。

寄附額の拡大というのは、非常に村の財源を左右する重要なものでございます。今後4年間で段階的に上げていって、最終的には年間3億円までいくというような目標を掲げております。今年度は予算額で2億としておりますけれども、先ほど答弁しましたような総務省からの制度改正が予定されておりますので、しっかり情報収集をしまして対応していきたいというふうに思っております。

また、単なる寄附額の追求だけではなくて、寄附していただいた皆様お一人お一人が東白川村のファンとなっていただく、そして将来的には関係人口として村に関わり続けていただけるような事

業に持っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

５番。

○５番（今井美和君）

村長が言われました寄附者一人一人が村のファンとなっていだきたいということ、私もそれはすごく思います。

それには丁寧な対応というのが必要になってくるわけなんですけど、先日、返礼品を送る業者さんから御提案がありまして、村が出すふるさと納税のお礼の紙というのがあるんですけども、それがあまりにもお粗末ではないかと、何か改善できないかというお話をいただきました。

これは事前に課長にもお伝えしてあるんですけども、やっぱり丁寧な対応ということで、この件についての対応は何かできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

御質問いただきましたふるさと納税のお礼状についてお答えをいたします。

村では、ふるさと納税のお礼状につきましては、各事業者から送る返礼品に同封して発送しております。こうした経費につきましては、ふるさと納税のルールである市町村が負担する経費は寄附額の５割以下ということで、内訳は返礼品が３割以下、その他の経費として２割以下ということでルールが決められております。

この返礼品のお礼状につきましては、東白川村では現在年間で約２万件を超える寄附件数に対して発送しておりますので、その他の経費を２割以下に抑えるために、現状では役場のコピー用紙で、役場で印刷をしております。

今後も、この制度のルールによる制限はありますけれども、その他経費を使ってでも効果が見込める改善策はこれからも研究してまいりたいというふうに思っております。

また、実際にふるさと納税を御利用いただいた方々からは、送られてきた返礼品の魅力を知って、東白川村の特産品を購入して、また応援をしたい、次も東白川村に来て購入したいといった御意見もいただいております。東白川村のファンになっていただくためには、村の魅力、特産品の魅力を今後発信しまして、多くの方に知っていただくことが必要となりますので、利用者の皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

５番。

○５番（今井美和君）

やっぱりもらった側がどう思うかというのは対応次第だと思うので、関係人口をどんどん増やし

ていくためには、丁寧な対応をこれからもよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

今行きました返礼品の強化についてお尋ねいたします。

農産物や加工品の高付加価値、新たな事業者の参入促進など、地域資源を生かした魅力ある返礼品づくりをどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

返礼品の強化について御質問いただきましたので、回答させていただきます。

地域資源を生かした魅力ある返礼品づくりというのは、非常に産業振興の要でもあるというふうに思っております。2年ほど前から、新規参入を商工会員の方に促すために、ふるさと納税の事業者向けの説明会を商工会の会員の皆様向けに行って、ずうっとやってまいりました。事業者、そして返礼品を増やすための取組を行っております。事業者の皆さんにとっては大きなビジネスチャンスと捉えていただいて、前向きに受け取っていただいているというふうに思っておりますが、今後もこうしたことを継続して説明を続けてまいりたいというふうに思っております。

また、返礼品の高付加価値化、例えば既存の農産物の加工品について、パッケージの改良ですとか、それからストーリー性の付加、あるいはここでしか手に入らないというようなセットや定期便の開発など、ブランドの価値を高めることが必要であるというふうに思っております。

また、新規事業者の参入を促進するために、返礼品の提供事業者への相談窓口というのを強化しまして、小規模事業者の方であるとか、新しく挑戦を考えてみえる方に参加しやすい環境を整えてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

新たな村の顔となる返礼品、またほかにはあまりない返礼品が生まれることを期待しております。

次の質問に移ります。

寄附金の用途の見える化についてお尋ねいたします。

以前一般質問してから、村民の方から御質問をいただきました。ふるさと納税は何に使われているのか。村民にも寄附者に対しても、何に使われたかが明確に伝わることは村民の理解、寄附者のリピーター確保にもつながる重要なことだと考えます。用途の公表をどのように取り組まれているのか、考えをお聞かせください。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

寄附金の使途の見える化についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

寄附金が何に使われたかということを明確にすることは、寄附者の皆様、寄附をいただいた方への誠意であり、村民の皆様にも納得感を持っていただくために非常に不可欠なものであるというふうに思っております。

使途の明確な公表につきましては、寄附金の使い方、使い道を村のホームページで現在公開、公表をしております。また、寄附者の皆様へサンクスレターなどで分かりやすく報告することで、リピート率の向上を目指したいというふうにも考えております。

見える化の推進につきましては、寄附者が寄附の使い道を選択できる制度の周知を徹底しまして、その事業が完了した際には、どのような効果があったかという事業報告も継続的に発信をしております。

また、村民の皆様との情報共有としては、議会議員の皆様、それから村民の皆様に対して、ふるさと納税がどのような事業に充てられ、村の発展にどのように貢献をしているかというところを御理解いただくために、議会の場、そして村の広報紙、ホームページなどで引き続き報告をさせていただきたいというふうに思っております。

その結果として、ふるさと納税を通じて本村の魅力を全国に情報発信をしまして、その成果を村民の皆様の暮らしの向上に還元できるような、村全体でふるさと納税を盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番。

○5番（今井美和君）

村全体で盛り上げていけるように、議会も一緒になって、村民も一体となって頑張っていきたいと思います。

最後です。

移住・定住施策、ふるさと納税施策ともに、本村の将来を左右する重要な取組です。ふるさと納税で東白川村を知り、移住を検討するということもこれから先あると思います。村のアピール力を高く、そして移住者、ふるさと納税額の目標を高く持ち、実現していただくことを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

6番 今井美道君。

〔6番 今井美道君 一般質問〕

○6番（今井美道君）

通告に従いまして、一問一答方式にて新村長の村政運営についてを質問いたします。

今年4月の村長選挙において12年ぶりに新たな村の牽引役が選ばれ、4月23日より新しい東白川村がスタートしました。

桂川村長は、選挙公約の中で今井俊郎前村長の施策を引き継ぎ注力、または村民の皆様のため向上させる施策、分野を上げられておりました。また、東白川村を前に進める5つの項目として、ヒノキ材の新たな全国販売、移住・定住事業、子育て支援、生涯の健康のため、村の新たな財源確保を上げられていました。

また、5月発行の「広報ひがししらかわ」では、村民の皆様へとして村政運営に向けての意欲が報じられています。ここでは、村長がお考えになる村の方向性として「安心して住み続けられる村」「選ばれる村」と掲げられています。人口減少、農林商工業の今後、医療・福祉分野、防災、教育、実質公債費比率などの財政状況、まさに東白川村の特効薬のない様々な問題や課題について方針を述べられています。

村政運営はスタートしたばかりで、これから役場執行部と検討、提案され、議会と協議しながら進んでいくとは思いますが、現時点で村長がお考えになる東白川村のあるべき姿、向かうべき方向、村政運営方針について伺いをいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

御質問いただきました東白川村のあるべき姿、そして向かうべき方向、村政運営方針についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、この4月の村長選挙において、村政運営という大きな責任を担わせていただくことになりました。改めてその責任の重さを深く受け止めながら、村民の皆様の声に耳を傾けて、一步一步着実に村づくりを進めてまいりたいと思っております。

村を取り巻く状況につきましては、議員御指摘のとおり、人口減少、そして少子高齢化、担い手不足、医療・福祉の維持、そして地場産業の振興、公共施設の老朽化、厳しい財政状況など、とにかくたくさんの課題に直面をしております。

この御質問、あるべき姿ということでございますので、現在抱えておる課題とは少し離れて、あるべき姿についてお答えをさせていただきます。

日本は、経済成長期の物質の豊かさを求める時代から、今は心のゆとりや幸福感を求める、その心の豊かさを重視する時代へ大きくシフトしているのではないかと考えております。

私たちの暮らす東白川村は、機能や便利さ、物質的に満ち足りている都市部のような自治体にはなることはできません。しかしながら、この東白川村の土地で、この環境で皆さんに御満足いただけるような環境づくりを行って、幸せに暮らすことはできるというふうに思っております。

私が目指します村の姿は、ここで暮らしになる皆様の幸せが連なって、東白川村が安心して住み続けられる村になることであります。

幸せ、幸福の要素は4つというふうにされております。

1つ目に、健康。これは単に健康ということではなくて、活力に満ちて生き生きとした状態であること。そして2つ目に、人間関係やコミュニケーション。これは身近に話せる仲間がいる、また

はそうした仲間と共有の居場所が自宅以外にあるということです。そして3つ目に、生きがいややりがいのある仕事があること。そして4つ目に、経済面で大きな不安がなく過ごせること。これが幸福の条件で、どれ一つ欠けても幸福感を持ってないということだそうでございますので、こうしたことが我々にとっては目指す姿かなあとと思います。

そこで、これまでの村づくりを振り返ってみますと、1つ目の健康につきましては、成人病検診から始まり、現在は足腰を鍛えて生涯歩ける体づくりを人生100年時代の健康事業の柱というふうにして進めております。

2つ目に、人間関係やコミュニケーションにつきましては、前今井村長が取り組まれたサロンや岐阜県が進めているぎふモーニングプロジェクト、こういったものが自宅や職場以外の自分の居場所をつくるもので、そこへ行けば隣人や知人がいて話ができるというもので、人とのつながりをつくる機能であるというふうに思っています。

また、シニア世代はグラウンド・ゴルフやペタンクなど軽スポーツが盛んでございますが、そういった場、そして文化サークルの活動も盛んで、コミュニケーションの場となっております。ただ、若干若い女性の居場所やサロンから遠い地域にお住まいの方には、コミュニケーションが十分持っていない方もあるのではないかとこのように思っております。

3つ目の生きがいややりがいのある仕事については、これは地場産業振興を行ってまいりました。またシニア世代向けには、山に生きる会の皆さんが行っていただいておりますまき作りなど、年齢に関係のない労働機会の創出を支援してまいりました。

そして、4つ目の経済面では、産業振興はもちろんのこと、保護者のお母さん方、保護者の皆さんに働きやすい環境を提供するための子育て支援、そしてシニア世代の皆さんには、畑作で取れるお金の仕組みや、ヒノキのまき、それ以外の地域資源を活用した収入源をつくり出すことに取り組んでまいりました。

この心身の健康、コミュニケーション、居場所、そして労働、収入は、これまでも力を入れてきた4分野でございますけれども、これが目標、目的となる向かうべき方向ではないかというふうに考えております。まだまだ十分ではないところもございますので、今後一層力を入れて進んでいきたいというふうに思っております。

ただ、これ以外の行政の行うべき要素、道路、水道、通信、公共インフラ、そして医療や介護、福祉、防災、交通、教育など、これまで以上に満足度の高い行政サービスを求めていくことは言うまでもありません。高齢化率50%ということで、もうすぐ若者とシニア世代が半々となります。若者もシニア世代も幸福感に包まれて暮らせる東白川村を目指してまいりたいと思っております。

具体的な手だてにつきましては、4月の臨時議会で所信表明をさせていただいたところですが、これまで、東白川村はどんなところと聞けば、「ツチノコの里」というのがどなたからの返事も同じでしたけれども、東白川村はツチノコだけではなくて、3月に行っていただきました「自然と共生する美しい村宣言」などに代表される自然と調和をした豊かな暮らしぶりをアピールするところもたくさんあるのではないかとこのように思っております。

推し進める移住・定住に関しても、単に移住の数を増やせばいいというものではありませんので、東白川村で暮らせば、心身ともに健康で幸せになれる場所だからという理由で移住していただく方を迎えるような迎え入れを行いたいと思っております。

こうした考え方、明確な形というものは今ございませんが、少し時間をいただいて、伝わりやすいライフスタイルの一つとして表現するに至ればというふうに思っております。

このように、心の豊かさを求める人々が集まって将来につながっていくことで、持続可能な村づくりを実現してまいりたいと思っております。全力で村政運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様、そして村民の皆さんの御理解、御協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6 番。

○6 番（今井美道君）

3つのポイントにお答えをいただきました。

東白川村のあるべき姿、これは東白川村に住む人が健康で、また幸せであって、安心して住み続けられる村であるという人や個人に寄り添ったお考えかなあというふうに受け止めていただきました。

村の向かうべき方向は、村民お一人お一人が心の豊かさを追求していくというようなことかなというふうな感じで捉えをさせていただきました。

村政運営についてお伺いをいたします。

東白川村第六次総合計画の中に記載がありますが、第1章、人口の現状認識というところで、昭和14年の5,283人をピークとあり、対策を講じない場合、令和8年度1,788人の予測がされておりました。また、対策を講じた場合の人口戦略目標として1,886人とされております。

本年5月末の村のホームページでは1,920人、昨年と比べてマイナス75人、ちなみに世帯数は797世帯というふうにマイナスの12件というふうに発表がされております。

村長は、「広報ひがしらかわ」の中で人口減少に触れられ、第六次総合計画をさらに強力に推し進めると述べられております。8年度は総合計画前期4年間の最終年度であります。来年度までに後期4年間の基本構想、基本計画、実施計画を管理、修正されていかれると思っておりますが、人口の推移や今後の展望をどのように後期総合計画に反映されるのか、現時点でのお考えをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

第六次総合計画において、将来推計、人口の戦略目標値などをどのように定めていくか、そして今後の展望をという御質問でございますので、お答えをします。

まず人口対策として、先ほどの質問の回答にもかぶりますが、今年度内に2つの体制を整えたい

と思っております。

1つは、職員の移住・定住にしっかり当たっていただくところの確保、これは先ほどお答えをさせていただきましたように、6名をしっかり確保して、これまでの実績値の3倍、15世帯45人を目標とさせていただきたいと思っております。

そして2つ目に、空き家の掘り起こしを進めるために、兼任による集落支援員を地域の中でお願いをしまして、地域の中で掘り起こしをお願いしたいと思っております。早ければ今年度後半、遅くとも令和9年度前半から掘り起こしを行っていただけるような体制を整えたいと思っております。

その体制が整った段階で、実現可能な移住・定住の数を推計しまして、その数値を、名古屋大学の大学院が公開しております小地域ごとの簡易人口推計ツールというものがございますが、これは東白川村の各自治会ごとの人口が予測できるシステムがございますので、それを用いまして人口予測を算出しまして、人口の戦略目標値として総合計画に反映をしていきたいというふうに考えております。

感覚的には、人口推移につきましては横ばいの推移が実現できることを念頭に置いております。そのためには職員の理解、そして村民の皆様の協力が不可欠というふうに思っておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番。

○6番（今井美道君）

今のお話にあった集落支援員の兼業については、なかなか村民の皆さんの御理解も必要かなと思いますので、丁寧な制度設計をお願いしたいかなということを申し添えておきます。

人口減少は多くの自治体の課題であり、言葉はよくないかもしれませんが、今後も人の奪い合い状態が続いていくことかなというふうに考えております。今、村長がおっしゃった目標で、自然減の部分で補って人口推移が横ばい、これであったとしたらすばらしいかなというふうに思っています。第六次総合計画の後期計画、スケジュール的には厳しいかもしれませんが、期待をさせていただきます。

さて、村長は5月の広報にて、守るべきものは守り、変えるべきものは変える。その覚悟を持ってと述べられております。このフレーズは、私が12年前、議員に初めて立候補する際、応援してくれた仲間たちから託され、4回の選挙ポスターに大きく掲げたフレーズのよきものは守る、変えるべきものは変えると同様の趣旨かなと思います。

変えるというのは、新たな事業を興し、変えていくということだけでなく、事業を廃止することも視野に入れるべきだと考えますけれども、その政策の恩恵にあった方々の理解が必要だと思います。また、職員の大変な御苦労もあるかもしれません。しかし、財政状況の厳しい状況が続いていますので、担当者、幹部職員と共に来年度予算、第六次総合計画の後期計画に盛り込むよう早めの検討が必要と考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（安江健二君）

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

守るべきものは守り、変えるべきことは変えるという、この辺りのことを第六次総合計画にどのように反映するかという御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、守るべきものは何かということでございますけれども、これは村民の皆様の生活、そして心豊かな暮らしでございます。これは、我々の目標に相当するものというふうに思っております。これが守るべきものでございます。

そして変えるべきもの、これはこれまでずっと行ってきた中で効果の低い事業、そして補助金など、そして時代に合わなくなったようなシステム、こういったものでございます。言わば目標を達成するための手段、これについてはどんどん変えていく必要があるというふうに思っております。

こうした効果の低い事業、補助金、改革を進めるに当たって皆様に御理解をいただきたいことが幾つかございます。その一つとして、東白川村は北海道夕張市に次いで公債費比率が高いと言われているような公債費比率が高い水準にございまして、財政状況は極めて悪い状況でございます。このため、補助金など、配賦型の補助金などをずっと続けていけるような財務体質ではないことを御理解いただきたいのが1点でございます。

それで、こうした補助金の改廃を行いますと、もらえていた補助金がもらえなくなるということで、非常に禁断症状が出るということが起こってまいります。ただ、これを乗り越えないと財政健全化というところには到達できませんので、この辺り、覚悟を持って村民の皆様をお願いをしてみたいと思っています。

役場内では、既に全職員に財政状況や財政再建に関する方針の説明を始めているところでございますけれども、第六次総合計画の後期計画の策定に当たっては、事業の見直しとして非常に重要な機会となります。それに先立って、無期限で補助金の交付を定めている規則などの改正を行っていきたいと思っております。

3年から5年程度で制度更新する仕組みにして、一旦立ち止まって目標への貢献度や費用対効果を図って、修正、時には廃止も行えるような仕組みを年度内につくり上げたいというふうに思っております。

いずれにしましても、新しいことを行うには皆様に向けての十分な説明が大切であると思うと同時に、職員の相当な理解が必要であるというふうに思っております。そのために、無理に結果を求めず、柔軟な考え方を持ってこれから進んでいきたいと思っておりますので、皆様もどうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6 番。

○6 番（今井美道君）

まずは国・県の支援を受けられる事業であったり、政府発表の補助金等、担当者が今以上にアンテナを高くしていただいて村の財源確保を検討していただき、補助金等の恩恵を受けていた方や団体、私も含まれているかもしれません。しかし、十分な説明をいただければ、一議員として同意させていただくのが議員の責務だと思っております。

村長が先頭に立たれ、職員一人一人が問題意識を持って汗をかいていただき、村長が掲げられる東白川村が「安心して住み続けられる村」、そして「選ばれる村」へと桂川村政が進むことを御期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（安江健二君）

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩に入ります。開始は55分ということでお願いをいたしたいと思います。

午前10時41分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、ただいまより議会を再開いたします。

◎議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第8、議案第33号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第33号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年6月10日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附則（施行期日） 1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2. この条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた東白川村消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

3. 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の村消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第9、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民福祉課長 安江由次君。

○村民福祉課長（安江由次君）

議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年6月10日提出、東白川村長。

今回の税条例改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴うもの、復興特別所得税の期間延長等に伴う改正となりますが、改め文の朗読と新旧対照表の説明は5月の全員協議会で説明済みのため省略をさせていただき、11ページの附則からお願いをいたします。

附則（施行期日）第1条、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

また、これ以降の附則につきましても、全協で一通り説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第35号から議案第41号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第10、議案第35号 令和8年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から日程第16、議案第41号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件を補正関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第35号 令和8年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和8年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,866万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,466万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年6月10日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページから7ページの事項別明細書を省略させていただき、8ページをお開きください。

款項目、補正額、説明欄の順に朗読及び御説明を申し上げます。

2. 歳入。

11款 1 項 6 目農林水産業費分担金16万8,000円の追加。農業用施設等修繕工事分担金です。

13款 2 項 3 目民生費国庫補助金 6 万1,000円の追加。子どものための教育・保育給付交付金で、かわい幼稚園へ通園する園児の広域保育業務委託料に充てるものですが、国・県からの補助金は新年度になってから支払う旨の通知があったもので、今回補正をします。なお、前年度に計上していた予算は専決補正で減額をしております。

6 目農林水産業費国庫補助金275万円の追加。土地改良事業費補助金で小笹取水施設修繕工事費分です。

8 目土木費国庫補助金229万2,000円の追加。道路メンテナンス補助金で佐広橋補修工事費分でございます。

14款 2 項 2 目総務費県補助金33万3,000円の追加。岐阜県空家除却費支援事業費補助金で、平の中山邸の解体工事費分でございます。

3 目民生費県補助金 3 万円の追加。子どものための教育・保育給付交付金で、先ほどの民生費国庫補助金で御説明申し上げたものと同じでございます。

6 目農林水産業費県補助金1,177万3,000円の追加。中山間地域等直接支払交付補助金877万3,000円はネットワーク加算の追加でございます。スマート農業技術導入支援補助金300万円はみのりの郷のコンバイン更新分でございます。

7 目商工費県補助金28万6,000円の追加。岐阜県空き家総合整備事業補助金は、神付の寄附住宅のゲストハウスリフォーム補助金の追加分でございます。

次のページです。

16款 1 項 2 目指定寄附金230万円の追加。庁用品購入指定寄附金200万円は今井前村長様からの寄附金で、このうち55万円は役場前の時計台の修繕に充てます。残りは義務教育学校整備への指定ですが、ひとまず一般財源化として実績により充当をします。観光振興費指定寄附金30万円は株式会社立保様からの寄附金で、大明神川稚アユ放流への指定でございます。

17款 2 項 6 目後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円の追加。

18款 1 項 1 目繰越金3,733万7,000円の追加。前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

19款 4 項 4 目雑入133万8,000円の追加。災害救助法に基づく求償支弁103万8,000円は、能登半島地震の被災地支援を行ったことによる人件費分が石川県から岐阜県へ支払われ、実績に応じて県内の各自治体で支払われるものでございます。

清流の国ぎふ移住支援事業費補助金返還金30万円は、日向へ移住した方が5年間の定住規定があったものの、これ以前に他自治体へ転出したことによる返還金です。

それでは、11ページの歳出に参ります。

歳出につきましては、5月25日全員協議会で御説明させていただいた内容も多く含まれており、

一部省略させていただきながら御説明申し上げます。また、報酬、給料、職員手当、共済費につきましては、人件費とまとめさせていただきますので御了承ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目議会費19万1,000円の追加。議会運営費は、濃飛横断道三市一村議会委員会での要望活動の旅費の追加です。議会事務局費は、濃飛横断道三市一村議会委員会での要望活動の職員随行旅費と幹事会合同会議の食糧費の追加です。

2 款 1 項 1 目一般管理費245万7,000円の追加。総務一般管理費は人件費のほか、12ページ中ほど、需用費の施設修繕料は今井前村長様からの寄附金をいただきましたので、役場駐車場の時計台の修繕料です。また、人件費の中には副村長の人件費もございます。公共交通事業は人件費の補正です。

2 目文書広報費54万6,000円の追加。

次のページです。

情報発信事業で人件費のほか、全協で御説明いたしましたECサイト「つちのこマルシェ」閉鎖に伴うシステム改修委託料の追加です。

5 目財産管理費353万7,000円の追加。物件管理費は、平の新田様から御寄附いただいた住宅の外トイレがニコニコ理容院様側へ倒れかかっているため、その解体工事費でございます。行政情報化推進費は、令和8年4月から情報セキュリティの公開を求められることとなり、現在のガイドラインに合致した情報セキュリティの策定が必要となるため、改訂業務委託料の追加でございます。

6 目企画費100万円の追加。県補助を活用し、平の中山邸の解体除却費補助金の追加です。

10 目地域情報化事業費259万円の追加。CATV一般管理費で人件費の補正です。

14 ページです。

2 項 1 目税務総務費55万6,000円の減額。税務総務費は人件費の補正です。

2 目賦課徴収費1万円の追加。全協で御説明いたしました郵便局へ滞納者の所在情報を提供依頼したときの滞納整理事務情報提供手数料の追加です。

15 ページです。

3 款 1 項 1 目住民福祉費192万9,000円の減額。住民福祉費一般は人件費の補正です。後期高齢者医療費は、前年度子ども・子育て支援事業補助金返還金です。

3 目保健福祉費646万円の減額。保健福祉費一般で人件費の補正です。

4 目老人福祉費61万5,000円の追加。

次のページです。

地域包括支援センター運営事業で人件費の補正です。

2 項 1 目児童福祉総務費139万8,000円の追加。子育て支援室運営事業は人件費の補正です。

17 ページです。

子育て支援総合推進事業は、人件費の補正のほか、過年度子ども・子育て支援交付金返還金の追加です。

2 目認可保育所費361万2,000円の追加。みつば保育園運営費で人件費の補正です。

18ページです。

4款1項1目保健衛生総務費5万4,000円の追加。保健衛生総務費一般で人件費の補正です。

5目環境対策費208万6,000円の追加。環境総務費は、簡易水道事業会計へ人件費分の補助金の追加です。

6目廃棄物対策費152万7,000円の追加。一般廃棄物対策事業で、ごみ袋の印刷費の値上げによる追加でございます。

19ページです。

生活排水対策事業で、小規模集合排水処理事業会計へ人件費の補助金の追加でございます。

6款1項1目農業委員会費3万9,000円の減額。

2目農業総務費34万5,000円の追加。農業委員会活動費、農業総務費ともに人件費の補正です。

3目農業振興費1,490万9,000円の追加。

20ページを御覧ください。

中山間地域等直接支払推進事業は、全協で御説明いたしましたネットワーク加算による協定集落への補助金の追加です。農業振興費各種補助金は、こちらも全協で御説明いたしましたが、スマート農業補助金を活用し、みのりの郷のコンバインの更新補助金の追加です。集落支援機構運営事業は人件費の補正です。

5目山村振興事業費22万2,000円の追加。山村振興事業費一般は、野菜村の浄化槽ブロー取替え費用の追加でございます。

7目農地費1,594万8,000円の追加。農地総務費は、全協で御説明いたしました公共の小笹取水施設修繕工事費と、21ページ、県営の基幹農道整備事業負担金の追加です。中川原水辺公園管理費は、浄化槽保守点検委託料の値上げによる追加です。

2項1目林業総務費65万円の追加。林業総務費で人件費の補正です。

22ページです。

7款1項1目商工振興費133万7,000円の減額。商工振興費一般で人件費の補正です。

2目地域づくり推進費696万2,000円の追加。東白川つながるナビ事業は、清流の国ぎふ移住支援事業を活用し、移住者へ補助金を交付しましたが、この補助金を受けると5年間定住する必要がありますでしたが、経過する前に転出されたため返還金の追加です。地域産業活性化対策事業は、商工業新規開業支援補助金で栃山の方と曲坂の方への補助金でございます。観光振興事業は、大明神川の災害復旧工事中のため、漁協が稚アユ放流を実施しないことを受け、株式会社立保様から大明神川稚アユ放流指定寄附金をいただきましたので、観光協会へ放流事業補助金を追加します。放流につきましては、観光協会役員の皆様の御理解と御協力を得て実施をします。地域おこし協力隊事業と23ページの集落支援員事業は人件費の補正です。

8款1項1目土木総務費33万9,000円の減額。土木総務費一般で人件費の補正です。

24ページです。

2項1目道路橋梁維持費629万2,000円の追加。道路橋梁維持事業は、全協で御説明いたしました

村道栃山線と村道黒川東白川線の舗装修繕工事費の追加です。道の駅管理費は、浄化槽保守点検委託料の値上げによる追加と新世紀工房への道の駅の管理費委託料の追加です。道路メンテナンス補助事業は佐広橋補修工事費の追加です。

3 項 1 目住宅管理費 6 万7,000円の追加。住宅管理費で浄化槽保守点検委託料の値上げによる追加です。

9 款 1 項 2 目消防施設費15万3,000円の追加。消防施設管理費は白川茶屋とはなのき会館、保健センターのAED更新によるレンタル料ですが、当初予算を計上した後に更新の通知があったため、今回追加をするものでございます。防災センター管理費は、玄関先のタイルが剥がれていますので、土間修繕料の追加です。

3 目災害対策費35万1,000円の追加。災害対策費で全国瞬時警報システム、Jアラートでありますが、更新による保守料です。こちらも当初予算の計上をしてからの金額の提示があったため、値上げ分の補正でございます。

10款 1 項 2 目事務局費291万3,000円の追加。教育委員会事務局費は人件費の補正のほか、26ページの負担金の食と文化の館物価高騰対応負担金を次の小学校管理費一般へ組替え補正をするものでございます。

2 項 1 目学校管理費73万3,000円の追加。小学校管理費一般は人件費のほか、簡易ベッド、職員室カウンター等の備品購入費の追加と、給食費支援補助金を給食費支援負担金への組替え補正でございます。スクールバス管理費は人件費の補正です。

27ページです。

2 目教育振興費 5 万3,000円の追加。小学校教育振興費一般は、通級教室用の教材用消耗品一式の購入費です。

3 項 1 目学校管理費 1 万4,000円の減額。中学校管理費一般で人件費の補正です。

4 項 1 目社会教育総務費 4 万5,000円の追加。文化財保護事業で、古いもの館のトイレ修繕料の追加です。

2 目公民館費 7 万7,000円の追加。はなのき会館管理費で、火気厳禁、それから地下管理貯蔵庫等の危険物の看板の交換とサービスタンク側圧計取替えの追加でございます。

一般会計は以上です。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江由次君。

○村民福祉課長（安江由次君）

続きまして、議案第36号 令和8年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和8年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,014万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年6月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いいたします。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額14万9,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として14万9,000円の増、収支のバランスを取るものとなります。

続いて、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額14万9,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。国民健康保険システム改修委託料で14万9,000円の増でございますが、こちらは県に報告する月報、実態調査等の様式の変更に伴うシステム改修により増額するものとなります。

国民健康保険特別会計は以上となります。

続いて、議案第37号 令和8年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和8年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億44万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年6月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

7款1項1目繰越金、補正額44万6,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として44万6,000円の増、収支のバランスを取るものでございます。

続きまして、8ページになります。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額44万6,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。システム改修委託料で44万6,000円の増。こちらは、特定入所者介護サービス費について負担限度額の見直しを行うことに伴いまして、負担限度額認定書の様式の変更をすることに伴う改修となります。

介護保険特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、1ページを御覧ください。

議案第38号 令和8年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和8年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,518万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年6月10日提出、東白川村長。

それでは、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページを御覧ください。

歳入から説明をします。

2. 歳入。

3款2項1目医業費補助金、補正額19万2,000円の増額。岐阜県介護施設等に対するサービス継続支援補助金です。

6款1項1目繰越金、補正額2万8,000円の減額。前年度繰越金の減額ですが、収支のバランスを取るものです。

7款1項1目雑入、補正額2万円の増額。診療所の訪診車の廃車に伴う業者の買取り費用です。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費の一般管理費、補正額18万4,000円の増額。県派遣医師の受入に伴う転居費用の補正です。

2款1項3目、医業費の介護管理費は、歳入で説明いたしました支援補助金の財源補正となります。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江由次君。

○村民福祉課長（安江由次君）

続きまして、議案第39号 令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,407万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年6月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額7万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として7万8,000円の増、収支のバランスを取るものでございます。

続いて、次のページ、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 7 万 7,000 円の増額となります。説明欄を御覧ください。郵便料で 7 万 7,000 円の増。こちらは、資格確認証を 85 歳以上の方に対して郵送するために増額するものでございます。当初はマイナ保険証にひもづけされていない方のみの郵送としておりましたが、ひもづけをされていても利用されていない方が散見されるとのことで、今回取りあえず 85 歳以上の方には郵送するという事に決まりました。

4 款 1 項 2 目償還金、補正額 1,000 円の増額となります。説明欄を御覧ください。一般会計過年度精算繰出金として 1,000 円の増となりますが、これは令和 8 年度からスタートしました子ども・子育て支援金のシステム改修を昨年度行ったわけですが、補助金の額の確定によるもので、一般会計のほうに繰り出しをして一般会計より返還するものとなります。

後期高齢者医療特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

議案第 40 号 令和 8 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条 令和 8 年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度東白川村簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第 1 款第 2 項営業外収益 124 万 5,000 円。

支出、第 2 款第 1 項営業費用 124 万 5,000 円。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第 3 款第 1 項企業債 4,210 万円。

第 4 項補助金 2,894 万 3,000 円。

支出、第 4 款第 1 項建設改良費 7,104 万 3,000 円。

第 4 条 予算第 6 条中「1,046 万 3,000 円」を「1,170 万 8,000 円」に改める。

第 5 条 予算第 7 条中「1 億 3,717 万 6,000 円」を「1 億 3,926 万 2,000 円」に改める。令和 8 年 6 月 10 日提出、東白川村長。

3 ページの補正予算実施計画書から予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表までは省略し、12 ページ、付属書類から説明をいたします。

13 ページ、補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出、収入。

第 1 款第 2 項 2 目 1 節他会計補助金 124 万 5,000 円。

14 ページ、支出。

2款1項4目2節手当1万8,000円。期末手当・勤勉手当の人事異動に伴う増額でございます。

4節法定福利費2,000円。同じく事務負担金も人事異動に伴う増額でございます。

5目1節給料47万7,000円。一般職員の給料で人事異動に伴う増額でございます。

2節手当59万円。期末手当から休日勤務手当までは、全て人事異動に伴う増額でございます。

4節法定福利費15万8,000円。共済組合の負担金は、全て人事異動に伴う増額でございます。

15ページ、資本的収入及び支出、収入。

3款1項1目1節企業債4,210万円。簡易水道事業債でございます。

4項1目1節国庫補助金6,122万2,000円及び2目の1節県補助金3,312万円の減額。これにつきましては、財源の計上区分の組替えて、水道行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されたことに伴い、財源計上を組み替えたものでございます。

3目1節他会計補助金84万1,000円。

16ページ、支出。

4款1項3目36節工事請負費7,104万3,000円。工事請負に伴うものでございますが、県の予算がありましたので、追加要望で令和9年度予定しておりました工事を前倒ししまして、柏本配水池の配水と流量の流量計、配水池水位計を行い、柏本配水ポンプ場の次亜塩素素注入ポンプ、次亜塩素素貯留槽などを行うものでございます。

以上で、東白川村簡易水道事業会計の補正予算を終わります。

続きまして、議案第41号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第1款第2項営業外収益122万7,000円。

支出、第2款第1項営業費用122万7,000円。

第3条 予算第5条中「841万2,000円」を「963万9,000円」に改める。

第4条 予算第6条中「2,217万7,000円」を「2,340万4,000円」に改める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

2ページの補正予算実施計画書から予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表は省略し、9ページ、付属書類を御覧ください。

10ページ、補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出、収入。

1款2項2目1節他会計補助金122万7,000円。

11ページ、支出。

2款1項4目2節手当122万5,000円。4節法定福利費2,000円。全て人事異動に伴う増額となります。

以上で、東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正の説明を終わります。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番。

○5 番（今井美和君）

一般会計の13ページ、危険空き家の解体支援補助金のことについて伺います。

これは国・県から補助金が出ているわけなんですけど、中山邸のことだと思うんですが、普通の空き家では、補助金が今の村では出ていない状態なんですけど、この家は、危険空き家ということになると道路にかかっていると、そういう規定があるわけなんですけど、この家の場合は何を判断されて危険空き家と判断されたのか、お聞きします。

○議長（安江健二君）

総務課長。

○総務課長（伊藤秀人君）

ただいまの質問についてお答えをします。

この建物につきましては、おっしゃるとおり中山邸の解体補助金でございます。隣の家へ倒れるおそれがあるため、危険空き家として判断をしました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

2 番。

○2 番（安江真治君）

一般会計、20ページの中山間地域直接支払のネットワーク加算分だと思うんですが、これは県の補助金が870万で、村が290万ほど出ておりますけれども、これは県何割、村が何割出しなさいというもののなか、あるいはこの総額1,100万ほどが必要であるため、県の補助金870万に村が290万ほどを足しているのか、この辺りいかがでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました中山間地域等直接支払推進事業につきましては、総務課長の説明にありましており、今回1,169万8,000円をネットワーク加算ということで追加でさせていただきます。財源につきましては、国県支出金ということで877万3,000円。この事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という内訳になっております。東白川村の一般財源4分の1につきましては、交付税措置がされるということになっております。以上でございます。

○議長（安江健二君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和8年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第41号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括して採決をいたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 令和8年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第41号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第17、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

議案第42号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、上親田線落石対策工事（3期）。

2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約金額6,160万円。

4. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2667-1。丸登建設株式会社、代表取締役 安江昭久。

5. 工事の場所、東白川村神土親田地内。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

◎同意第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第18、同意第10号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

同意第10号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村副村長に任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

記、氏名、今井明德。生年月日、昭和37年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇番地。任期、令和8年6月15日から令和12年6月14日まで。

この件につきまして、提案理由を申し述べます。

今井明德氏は、平成5年に役場に奉職以来、実に30年の長きにわたり役場の職員として勤務し、行政マンとしての知識、経験は誰よりも豊富な方でございます。その勤務の中で総務課長も歴任され、人事管理、予算編成から予算管理までの村の主要な業務に精通しておられます。また、退職後も会計年度任用職員として集落支援機構のリーダーを務め、集落営農の拡大や移住・定住事業の業務も立派な業績を残してこられました。

大きな課題である人口対策を進めなければならない東白川村にとって、村長を補佐する副村長として適任者であると考えております。本人の承諾もいただいておりますので、同意くださるようお

願ひ申し上げます。

なお、同意いただければ6月15日付で副村長に任命をする予定でございますことを申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第10号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。着席。したがって、同意第10号 東白川村副村長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩とします。13時から再開しますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、ただいまより議会を再開いたします。

◎同意第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第19、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを

要しない場合の同意について。東白川村農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としていたいの、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

提出理由でございますが、東白川村農業委員会委員の占める認定農業者等及び準ずる者の割合を本則では過半数とされており、本村の定数は14人ですので、7人となります。ただし、過半数を占めることを要しない場合において、地域の事情を考慮し、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。

本村における4分の1の数は3.5人となります。したがって、3.5人以上の4人としていたいの、御同意をお願いしたいと思います。

具体的には、現在の委員の任期が来月7月19日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、4月1日から5月15日まで候補者の推薦及び募集を実施しました。その結果、定員数と同数の14名の応募がございましたが、応募者は同法が規定する原則委員の過半数を認定農業者とする規定を満たしていないため、同法第8条第5項ただし書に規定する例外規定を適用する必要があるため、今回議会の同意をお願いするものでございます。

なお、準備をしました別紙説明資料を御覧いただきたいと思います。

今回の認定農業者は、1番の今井健治さんと6番の田口昌克さん、9番の安江敏治さんの3名となります。準ずる者は、7番の大西紘記さんと11番の長谷川智絵さんの2名でございます。準ずる者の大西紘記さんは平成26年から青年就農者として、また長谷川智絵さんは平成29年から認定農業者となり、それぞれ労働時間、所得とも認定農業者要件を満たしております。現在も引き続き農業を営んでおりますので、準ずる者として取扱いとなります。

その結果としまして、条例定数14人の4分の1以上の合計5人が今回該当するということになります。

以上、提案理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占め

ることを要しない場合の同意についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、これに同意することに決定をいたしました。

◎同意第12号から同意第23号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第20、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第31、同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの12件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから以下同意第23号までの12件につきまして説明を申し上げます。

東白川村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めるものでございます。

提案理由については、農業委員会の任期満了に伴い、新委員を任命するものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

記、氏名、今井健治。生年月日、昭和61年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇番地〇。任期、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで。

以下、案件につきましては本文の朗読を省略して、氏名、生年月日、住所を読み上げます。任期については同じですので、朗読を省略させていただきます。その後、お一人ずつ提案理由を申し上げます。

同意第13号、高井三郎、昭和31年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第14号、安江忠、昭和33年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第15号、村雲節也、昭和31年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村神土〇〇番地〇。

同意第16号、村雲章、昭和37年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村神土〇〇番地。

同意第17号、田口昌克、昭和36年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村五加〇〇番地。

同意第18号、大西紘記、昭和55年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村神土〇〇番地。

同意第19号、田口幸生、昭和33年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村神土〇〇番地。

同意第20号、安江敏治、昭和33年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第21号、今井俊郎、昭和25年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第22号、長谷川智絵、昭和48年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第23号、村雲成男、昭和37年〇〇月〇〇日生まれ、東白川村越原〇〇番地〇。

それぞれの提案理由でございますが、同意第12号の今井健治氏は、五加〇〇にお住まいで現在40歳、農業委員の現職で認定農業者でございます。

同意第13号の高井三郎氏は、越原〇〇にお住まいで現在70歳、新任委員となります。

同意第14号、安江忠氏は、越原〇〇にお住まいで現在67歳、農業委員の現職であります。

同意第15号の村雲節也氏は、神土〇〇にお住まいで現在70歳、新任委員となります。

同意第16号の村雲章氏は、神土〇〇にお住まいで現在64歳、新任委員となります。

同意第17号の田口昌克氏は、五加〇〇にお住まいで現在65歳、農業委員の現職で、認定農業者でございます。

同意第18号の大西紘記氏は、神土〇〇にお住まいで現在45歳、農業委員の現職で、認定農業者に準ずる者でございます。

同意第19号の田口幸生氏は、神土〇〇にお住まいで現在67歳、農業委員の現職であります。

同意第20号の安江敏治氏は、越原〇〇にお住まいで現在67歳、農業委員の現職で認定農業者でございます。

同意第21号の今井俊郎氏は、越原〇〇にお住まいで現在75歳、農業委員の現職であります。

同意第22号の長谷川智絵氏は、越原〇〇にお住まいで現在53歳、新任委員となります。認定農業者に準ずる者でございます。

同意第23号の村雲成男氏は、越原〇〇にお住まいで現在63歳、新任委員となります。

以上、12名のうち認定農業者は5名で、さきに御決定いただきました委員の4分の1を満たしております。

なお、任期につきましては、先ほど朗読したとおり、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をしました。

次に、同意第21号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第21号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をしました。

次に、同意第22号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第22号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

◎同意第24号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第32、同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、安江裕尚君の除斥を求めます。

〔監査委員 安江裕尚君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

同意第24号について御説明申し上げます。

同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

記、氏名、安江裕尚。生年月日、昭和28年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇番地。任期、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで。

安江裕尚氏は、越原〇〇にお住まいで現在72歳、現在農業委員であります。

以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

安江裕尚君の除斥を解除いたします。

〔監査委員 安江裕尚君 入場・着席〕

安江裕尚君に東白川村農業委員会委員の任命につき、議会が同意したことを告知いたします。

◎同意第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第33、同意第25号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、安保泰男君の除斥を求めます。

〔3番 安保泰男君 退場〕

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

同意第25号について御説明申し上げます。

同意第25号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和8年6月10日提出、東白川村長。

記、氏名、安保泰男。生年月日、昭和29年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇番地〇。任期、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで。

安保泰男氏は、五加〇〇にお住まいで現在72歳、現在農業委員であります。

以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第25号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第25号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

安保泰男君の除斥を解除します。

〔3番 安保泰男君 入場・着席〕

安保泰男君に東白川村農業委員会委員の任命につき、議会が同意したことを告知いたします。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江健二君）

日程第34、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 安江健二様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取扱いについて。5．その他議会運営上必要と認められる事項。6．議長の諮問事項に関する調査について。

以上、申出をいたします。令和8年6月10日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（安江健二君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定をいたしました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委

任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第2回東白川村議会定例会を閉会いたします。

午後1時28分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員